

鳥取県優良建設工事施工者推薦及び表彰要領

(趣旨)

第1条 県内建設業者の施工技術の向上を図り、もって建設業界の発展に資するため、他の模範とするに足る優良建設工事の施工者（県内に本店を有する建設業者（以下「県内業者」という。）に限る。）及び技術者（県内業者に所属するものに限る。）を表彰するものである。

(審査対象工事)

第2条 次の各号に掲げる全ての条件を具備する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するもの。以下「審査対象工事」という。）を審査の対象とする。

- (1) 鳥取県発注の工事であること。
- (2) **住みよい県土づくり表彰式の日**の属する年度の前年度に、鳥取県建設工事検査規定（昭和46年4月1日内訓第2号）、鳥取県病院局建設工事検査規定（平成18年4月1日付第200500136899号鳥取県病院局長通知）又は鳥取県企業局建設工事検査規定（平成17年鳥取県企業局内訓第200500006739号）に基づき完成検査を行い、かつ、その結果に基づく工事成績（以下「工事成績」という。）の評定が行われた**工事**であること。
- (3) 県内業者（共同企業体の構成員としてのものを含む。）が施工した工事であること。
- (4) 予定価格が500万円以上の**工事**であること。

(表彰候補工事の推薦基準及び推薦方法)

第3条 県土整備部長は、審査対象工事で次の各号に該当する工事について、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第30条第1項の規定により、当該工事の監督を命ぜられた職員が当該工事の施工当時に所属していた機関に対し、第5項に規定するところにより表彰候補となる工事（以下「表彰候補工事」という。）の推薦を依頼するものとする。

- (1) 別表に定める部門（以下、「部門」という）ごとに工事成績点数が最も高い工事から順に数えて工事件数が原則として下記のア及びイの件数以内となる工事成績点数（以下「基準成績点数」という。）以上の工事成績のもの。ただし、審査対象工事全体の工事成績点数の平均値よりも工種別工事成績点数の平均値が2点以上高い工種（ただし、審査対象期間中の工事件数が20件以上あるものに限る。）は、基準成績点数に1点を加えた点数以上の工事成績のもの。

ア 土木一般部門（土木系発注工種）	40件以内
イ 建築・設備部門（営繕系発注工種）	10件以内
 - (2) 前号の工事の施工者が、当該工事と同一の発注工種（鳥取県建設工事等入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）別表第1の発注工種の欄に定める工種をいう。以下「同一工種」という。）の、他の審査対象工事の施工者である場合、**当該施工者の同一工種審査対象工事**の工事成績の平均値が、全ての審査対象工事の平均値以上であるもの。
 - (3) 前年度の住みよい県土づくり表彰式の日以降に建設業法違反等による行政処分又は鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号鳥取県県土整備部長通知）の規定による資格停止措置（以下、「資格停止等」という。）を受けた者、若しくは、その者を構成員とする共同企業体が施工した**工事**でないもの。
 - (4) 低入基準価格（鳥取県低入基準価格及び最低制限価格設定要領（平成19年8月15日付第200700071998号県土整備部長通知）第5条に規定する低入基準価格をいう。）を設定している工事において、当該価格を下回る価格で落札した**工事**でないこと。
- 2 前項の規定による推薦の依頼を受けた機関（以下「推薦機関」という。）は、前項の工事を、知事に対して推薦するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は推薦の対象外とする。

- (1) 土木工事共通仕様書（平成24年1月24日付第201100158002号）又は公共建築工事標準仕様書の規定に基づく事故の報告があった**工事**（受注者の責めによらないものは除く）。
- (2) 工事成績採点表（工事成績評定要領様式土2-1又は様式建2-1）における施工体制、施工状況、出来形及び品質・出来ばえの各評価項目それぞれについて、d又はeの評定がある**工事**。

4 各推薦機関は第1項に規定する工事のほか、工事成績点数が基準成績点数に及ばない工事のうち、施工状況などのその他の点が極めて優秀で、総合的な観点から評価すると前項の規定により推薦する工事と同程度に優良と認められる工事の中から特に優良で表彰する必要が認められる場合は、下表に示す部門別の推薦区域毎の推薦件数を表彰候補として、推薦区域毎に知事に推薦することができる。

部門	推薦機関	推薦区域	推薦件数
ア 別表に示す 土木一般部門（土木系発注工種）	各県土整備事務所、各総合事務所（日野振興センターを除く。）及び日野振興センター ※所管区域のものに限る	各県土整備事務所、各総合事務所（日野振興センターを除く。）及び日野振興センターの所管区域毎 ※5区域	2件 （以下「定数推薦」という。） ただし、第1項及び定数推薦の合計が40件未満の場合は、総推薦数が40件となるよう各推薦機関の審査対象工事の割合に応じて、県土整備部長が推薦機関の推薦数の上限に加える（以下「追加推薦」という。）ものとする。
イ 別表に示す 建築・設備部門（営繕系発注工種）	営繕課	東部区域（鳥取県土整備事務所及び八頭県土整備事務所の所管区域）、中部区域（中部総合事務所県土整備局の所管区域）、西部区域（西部総合事務所の所管区域）の所管区域毎 ※3区域	1件 ただし、第1項及び定数推薦の合計が10件未満の場合は、総推薦数が10件となるよう推薦機関が決定するものとする。

5 第2項及び第4項の規定による推薦は、様式第1号、様式第2号及び様式第3号を作成し、推薦工事ごとに以下に掲げる書類を添付し県土整備部長に提出することにより行うものとする。

- (1) 工事成績採点表（工事成績評定要領様式土2-1又は様式建2-1）の写し
- (2) 鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第32条第1項に規定する主任技術者等選任（変更）通知書（様式第5号）の写し
- (3) 工事施工前の現場、施工状況及び成果品等を撮影した写真

（推薦工事の審査及び表彰候補の決定）

第4条 県土整備部長は、前条第5項の規定により提出された書類により、様式第3号に否の評定がないことを確認の上、優良建設工事表彰候補を決定するものとする。ただし、当

該決定に当たり、同一工種内で同一の施工者が施工した工事が3件以上ある場合は、別紙基準に基づき2件を表彰候補として選定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより設置する優良建設工事・優良業務審査会（以下「審査会」という。）が、優良建設工事表彰候補とすることが適当でないとするときは、優良建設工事表彰候補としないことができる。
- 3 第1項の規定により決定した表彰候補工事の主任技術者及び監理技術者（以下「主任技術者」という。）を、優良技術者表彰候補として決定するものとする。ただし、主任技術者の変更等があり主任技術者が複数ある場合にあつては、その在任期間が最長であり、かつ、工期の過半を占める者を優良技術者表彰候補とするものとする。
- 4 第2項の規定は、前項において準用する。この場合において第2項中「優良建設工事表彰候補」とあるのは「優良技術者表彰候補」と読み替えるものとする。

（推薦及び表彰の取消し）

第5条 第3条第2項及び第4項の推薦の日から表彰の日までに建設業法違反等による行政処分又は資格停止等を受けた場合は、推薦及び表彰決定を取り消すものとする。

（変更手続）

第6条 県土整備部長は、本要領を改正しようとする時は、その内容について、あらかじめ審査会の承認を得なければならない。

附 則

この要領は、平成19年9月11日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正は、平成21年度以降に表彰するものから適用する。
（低価格落札にかかる特例）
- 2 第3条第1項第4号の規定は、平成20年4月1日以降に落札した工事から適用する。

附 則

この改正は、平成23年9月12日から施行し、平成23年度以降に実施する表彰から適用する。

附 則

この改正は、平成25年9月5日から施行し、平成25年度以降に実施する表彰から適用する。

附 則

この改正は、平成28年8月18日から施行し、平成28年度以降に実施する表彰から適用する。

附 則

この改正は、令和2年5月13日から施行し、今年度以降に行う表彰から適用する。

附 則

この改正は、令和3年7月19日から施行し、令和3年度以降に行う表彰から適用する。

附 則

この改正は、令和5年8月1日から施行し、令和5年度以降に行う表彰から適用する。

附 則

この改正は、令和5年10月17日から施行し、令和5年度以降に行う表彰から適用する。

附 則

この改正は、令和6年7月19日から施行し、令和6年度以降に行う表彰から適用する。

附 則

この改正は、令和8年6月30日から施行し、令和8年度以降に行う表彰から適用する。

(別表)

部門	発注工種
土木一般部門 (土木系発注工種)	土木一般、港湾、交通安全施設、法面一般、法面植生、法面保護、落石防止網工、アンカー工、区画線工、プレストレストコンクリート、鋼橋、しゅんせつ工事、鋼構造物一般、 石工事、鉄筋工事、及び下記の工種のうち、工事検査において工事成績評定要領の一般土木工事の基準を適用したもの。 とび等一般、舗装一般、アスファルト、造園工事、さく井工事、解体工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、塗装一般工事、機械器具設置工事
建築・設備部門(営繕系発注工種)	建築一般、電気工事、管工事、建築解体、大工工事、左官工事、屋根工事、タイル等工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装一般、畳工、熱絶縁工事、電気通信工事、建具工事、 及び下記の工種のうち、工事検査において工事成績評定要領の建築・設備工事の基準を適用したもの。 とび等一般、舗装一般、アスファルト、造園工事、さく井工事、解体工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、塗装一般工事、機械器具設置工事

(別紙)

優良建設工事に係る同一工種内に同一施工者による複数工事がある場合の選定基準

優良建設工事の表彰候補の決定に当たり、同一工種内において同一施工者による表彰候補推薦基準を満たす工事が3件以上ある場合に、この内から2件の工事を第4条第1項の規定に基づき表彰候補として選定するための基準は次のとおりとする。

1 工事成績点数が全て異なる場合

工事成績点数が最も高い順から数えて2件を選定する。

2 工事成績点数が全て又は次点において同点の場合

当該工事を推薦した機関の長が工事の施工状況、難易度、請負者の施工努力及び現場確認の結果等に基づき、より優良な2件を選定する。当該工事が複数の機関から推薦されたものである場合は、推薦した機関の長が前段の観点から協議を行い、より優良な2件を選定する。

(様式第 1 号)

優良建設工事審査対象工事推薦総括表

記入所属 :

担当者職氏名 :

番号	工種	工事番号・工事名	工事成績	推薦の対象としての適否 (○×で記入)	2 個別案件 (d 又は e 評価の項目の有無)			
					1 事故報告がない (受注者の責によらないものは除く) (○×で記入)	施工体制	施工状況	出来形、品質及び出来ばえ

※ 判定結果欄が×の工事については、現地確認並びに様式第 2 号及び第 3 号の提出は不要

(様式第2号)

優良建設工事施工者推薦・審査調書

鳥取県知事 様

年度完成に係る建設工事のうち、下記の工事を優良建設工事と認めたので、添付書類を付して推薦します。

年 月 日

(推薦者 職)

(氏 名)

印

- 1 発注工事種別
- 2 工事名称
- 3 施工箇所
- 4 施工業者
- 5 請負金額
- 6 工期 年 月 日 ~ 年 月 日

		工事成績
番号		点
工事概要		
推薦理由	施工状況	
	工事の難易度	
	受注者の施工努力	

- (注 1 添付資料 : ①工事成績採点表
②工事完成写真及び施工中及び現在の工事現場の状況がわかる写真 (Lサイズ)
2 提出部数 : 本推薦・審査調書及び添付写真 正本1部、推薦総括表は推薦機関ごとに正本1部)

現地確認表

鳥取県知事

様

(推薦者 職)
(氏 名)

印

年 月 日付第
りです。

号で推薦依頼のあった下記の工事の現地確認を行いました。結果は下記のとおりです。

記

1 : 現地確認担当者 (職 氏名)

2 : 発注工種別

3 : 工事名称

4 : 施工箇所

5 : 施工業者

6 : 請負金額

7 : 工期

8 : 審査項目

該当項目	工事の種類	判断基準	可否
	コンクリート構造物、砂防・治山構造物、海岸構造物、トンネル	コンクリート構造物の通りがよい クラックがない	
	盛土	通りがよい	
	切土	規定された勾配が確保されている	
	法面	植生、吹付け等の状態が均一である 湧水処理がよい	
	護岸・根固め・水制工等	通りがよい 材料のかみ合わせがよい又はクラックがない	
	コンクリート橋	クラックがない	
	鋼橋	表面に補修箇所がない	
	舗装	舗装の平坦性がよい	
	補強土壁・軽量盛土	壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りがよい	
	植栽	樹木の活着状況がよい	
	防護柵	通りがよい 既設構造物とのすり付けがよい	
	標識	標識板、支柱に変色がない	
	区画線	塗料の塗布が均一である	
	地すべり防止工事	全体的な美観がよい	
	旧橋撤去	河川内にコンクリート殻等が存置してなく適切に処置されている	
	塗装工事	塗装に均一性がある	
	建築物	構造クラックがない	
		屋上等外部からの漏水がない	
		仕上げの不陸が目立たない	
	機械・電気設備	機械・電気設備としての機能・性能が確保されている	
		仕上げの状態が良好である	

(注) 1 「該当項目」欄に○を記入し、当該項目に対応する「可否」欄に可又は否を記入すること。

2 現地確認担当者は、課長級以上の職にある者をもって充てるものとする。